

●香川県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年9月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成19年9月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 北風戸積浦線（256号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡直島町字積浦4777番23地先 から 香川郡直島町字積浦77番地先まで	前	4.4~8.0	323	旧道の町道移管
香川郡直島町字積浦225番4地先 から 香川郡直島町字積浦78番1地先ま で		4.0~7.6	442	
香川郡直島町字京ノ山3231番1地 先から 香川郡直島町字積浦4777番23地先 まで		12.0~40.0	667	
香川郡直島町字京ノ山3231番1地 先から 香川郡直島町字積浦4777番23地先 まで	後	12.0~40.0	667	